

しょうしん NOW2022

しょうしんをより一層ご理解いただくために



1. しょうしんの経営は組合員の相互扶助と共存共栄の実を上げることが基本とする。
2. しょうしんの業務の原点は、地元に愛され、信頼され、そして地元へ貢献することにある。



コーポレートマーク



しょうしんの頭文字である"S"や岐阜らしさを思わせる長良川の流れに加え、情報社会における人間味豊かなコミュニケーションをイメージした、情報の波とサービスの"S"を表現しています。

“しょうしん”
ブランドの浸透

イメージキャラクター



たまる子ちゃん

かりくん

CONTENTS

経営理念/経営ビジョン	1
ごあいさつ	2
業績のご報告	3
当組合のあゆみ	3
金融仲介機能のベンチマークに関する取組み	5
地域密着型金融推進計画	7
地域活性化に関する取組み	9
しょうしんクラブのご紹介	10
経営管理の体制	11
リスク管理体制	13
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	14
総代会	15
営業インフォメーション	16
事業の組織/役員一覧	17
決算の状況	19
損益の状況	23
業務の状況	23
自己資本の充実の状況	26
役員等の報酬体系	32
店舗一覧	33
索引	34



ごあいさつ



理事長 森嶋 篤男

令和3年度の当組合の経営を振り返りますと、貸出残高は、前期比で2,059百万円増加し、173,787百万円(1.19%増)となりました。また、調達面につきましては、新たに取扱いしたインターネットバンキング定期預金が好評で、預金残高は前期比2,678百万円増加の255,348百万円(1.05%増)となり、損益面では、当期純利益は701百万円となりました。

今、世界は、新型コロナウイルス感染症問題、原油等資源価格の高騰、半導体部品不足など、社会的、経済的な課題を抱えています。更に、ロシアのウクライナ武力侵攻など、混迷の度合いを深め、先行きの不透明感も増しています。改めて信用組合の本質である共存共栄・相互扶助の助け合いの精神が最も必要であると考えます。

当組合は今度とも中小・個人事業者のための事業性融資に特化した金融機関という「しょうしん」ブランドの確立を目指すため、“face to face”による地道な営業活動を通して、お客様が本当に必要としている金融ニーズをいち早く読取り、スピード感をもって対応することで、地元地域社会に貢献し、愛され、親しまれ、信頼される信用組合となれるよう最善を尽くしてまいります。

令和4年7月

業績のご報告

事業の概況

令和3年度の当組合の業績を顧みますと、次のとおりであります。

預金残高が、前期末比2,678百万円増加し、255,348百万円(1.05%増)となり、貸出金残高は前期末比2,059百万円増加し、173,787百万円(1.19%増)となりました。

損益面では、経常収益が5,367百万円(前期比151百万円、2.75%減)、経常費用が4,285百万円(前期比155百万円、3.77%増)となりました。その結果、経常利益は1,081百万円、当期純利益は701百万円となりました。

主な経営指標の推移

(単位 百万円)

	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
預金残高	252,815	260,013	253,958	252,669	255,348
貸出金残高	153,075	156,538	164,205	171,728	173,787
有価証券残高	74,441	80,929	77,923	80,788	80,580
経常収益	5,446	5,465	5,121	5,518	5,367
経常利益 (または経常損失)	824	826	498	1,389	1,081
当期純利益 (または当期純損失)	607	887	795	1,255	701
総資産額	287,920	299,757	305,848	310,101	305,920
純資産額	16,050	17,323	17,689	20,427	21,365
自己資本比率(単体)	9.24%	9.18%	9.35%	10.09%	10.66%
出資総額	6,836	6,934	7,551	8,409	9,247
出資総口数(口)	9,673,746	9,869,722	11,102,933	12,818,502	14,494,225
出資に対する配当金					
普通出資	85	88	95	110	124
優先出資	27	28	28	28	29
組合員数	68,131人	66,818人	66,718人	65,905人	64,403人
職員数	297人	290人	286人	295人	298人

※残高計数は、期末日時点のものです。

※「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

※出資一口の金額は500円となっております。

当組合のあゆみ

- | | | |
|----|---------|--|
| 昭和 | 28年 9月 | 岐阜市柳ヶ瀬通り5丁目において岐阜商工信用組合として設立
尾藤喜平治 理事長に就任 |
| | 29年 9月 | 辻直吉 理事長に就任 |
| | 30年 5月 | 旧本店を岐阜市今沢町17へ移転 |
| | 33年 9月 | 杉山茂夫 理事長に就任 |
| | 36年 12月 | 旧本店を改築 |
| | 48年 9月 | 鬼頭慶男 理事長に就任 |
| | 55年 9月 | 預金科目オンラインシステム稼働 |
| | 58年 7月 | 預金量1,000億円達成 |
| | 60年 6月 | 「しょうしんクラブ」発足 |
| | 61年 5月 | 宮川晴男 理事長に就任 |
| 平成 | 2年 7月 | 全国キャッシュサービス(MICS)提携 |
| | 3年 3月 | 預金量2,000億円達成 |
| | 4年 5月 | 杉山正裕 理事長に就任 |

- | | | |
|----|--------------|---------------------------|
| 平成 | 13年 4月 | 組合内ネットワーク完成 |
| | 15年 7月 | 生命保険の窓口販売開始 |
| | 18年 2月 | 十六銀行とATM相互無料開放開始 |
| | 20年 6月 | 中居和男 理事長に就任 |
| | 21年 5月 | 信用組合共同オンライン加盟 |
| | 23年 12月 | しょうしんインターネットバンキング取扱開始 |
| | 25年 1月 | 預金量2,500億円達成 |
| | 28年 8月 | 東濃・加茂郡の営業エリアの拡大 |
| | 10月 | 中居和男 会長に就任 森嶋篤男 理事長に就任 |
| | 30年 3月 | 融資量 1,500億円達成 |
| 令和 | 11月 | 新本部・本店 竣工、岐阜市美江寺町2-4-3へ移転 |
| | 2年 2月 | 当組合本部・本店建屋が岐阜市景観賞を受賞 |
| | 3年 4月 | 相続の外部委託開始 |
| | 4年 1月 | 揖斐支店を改装 |
| | 3月 | 延滞債権管理業務の外部委託開始 |
| 3月 | 池田支店を揖斐支店に統合 | |



業績ハイライト

貸出金の状況



173,787百万円
前年比+2,059百万円

貸出金残高については、年々純増しています。令和3年度につきましては、特に、地元地域の中小個人事業者向け融資を中心に増加いたしました。

当期純利益の状況



701百万円
令和2年度に過去最高益となり、
その後も安定して利益を計上しています

安定的に利益を計上できております。令和3年度においても701百万円を計上いたしました。

自己資本の状況



10.66%
前年比+0.57%

自己資本は、組合員の皆様の出資金や毎期の利益の積み上げの結果です。なお、当組合の自己資本比率は、国内基準である4%を大きく上回る水準で推移しており、安定した経営が図られていることが分かります。

店舗網一覧

しょうしんは、美濃地方を中心に本店を含む全21店舗で運営しています。些細なことから、融資の相談まで最寄りの店舗で気軽にご相談ください。私たちが全力でサポートいたします。



金融仲介機能のベンチマークに関する取組み

金融仲介機能の発揮 ～金融仲介機能のベンチマーク～

当組合は、地域に密着した地域金融機関としての社会的責任や使命を果たすべく、金融仲介機能を存分に発揮して、地域社会のより一層の発展に寄与できるよう、日々邁進しております。こうした中、平成28年度からは、金融庁が公表した、金融仲介機能のベンチマークを活用することで、地域のお客様からの金融仲介機能の見える化を図り、真に選ばれる・頼られる金融機関を目指してまいります。以下に当組合が活用する主なベンチマークについて記載します。

〈金融仲介機能のベンチマーク〉

共通ベンチマーク	全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用
選択ベンチマーク	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択
独自ベンチマーク	金融機関において金融仲介の取組みを自己評価する上でより相応しい独自の指標がある場合に、独自で設定

共通04 ライフステージ別の与信先数／融資残高

(決算資料を5期連続で徴求できている先を、集計対象としています。)



お取引先会社、個人事業主様はその経営状況によってさまざまなライフステージをお持ちですが、当組合はそれぞれのライフステージの特性やお取引先の状態に応じて、経営課題の把握・分析を行い、多方面からのバックアップ・サポートを継続的に行ってまいります。

共通05 金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資額、および、全与信先数及び融資額に占める割合

	令和3年3月末	令和4年3月末
先数	870先	884先
全先数に占める割合	17.94%	18.16%
融資残高	560億	635億
全融資額に対する割合	66.19%	68.65%

当組合では、お客様の事業の成長性や将来性を重視した事業性評価を行っています。

選択07 地元の中小企業与信先のうち、無担保与信先数、及び、無担保融資額の割合

	令和3年3月末	令和4年3月末
地元中小与信先数 ①	4,850先	4,867先
地元中小向け融資残高 ②	846億	925億
無担保融資先数 ③	2,979先	3,077先
無担保融資残高 ④	316億	344億
③/①	61.42%	63.22%
④/②	37.35%	37.19%

事業性評価を確実に行うことで、担保に必要以上に依存しない融資の推進に取り組んでいます。事業性をしっかりと見極めて、最適な提案をさせていただくためにも、当組合では日々職員の目利き力の向上に努めています。

以上の通り、今後とも積極的に金融仲介機能を発揮し、地域に根差した金融機関としての役割を果たしていきます。

本業支援に関する取組事例(お客様の声)



▲代表取締役 細江千鶴子 様

■創業支援(株式会社カムラード)

平成23年の東日本大震災で、実家がある福島県南相馬市も甚大な被害を受けました。自分の故郷が被災地となり大きなショックを受け、同時に「自分にも何か人のためにできることがないのか?いつか施設を開設したい」という夢を持つようになりました。

そして、震災から10年目の令和3年1月にチャンスがやってきました。それが「しょうしんさんとの出会い」です。

同年2月に土地を購入、4月に会社設立、全てしょうしんさんからの融資で実現し、令和4年4月に念願の「サービス付き高齢者向け住宅 アムール」を開設することができました。

「しょうしんさんとの出会い」が、私の夢の架け橋です。

そして、今日も感謝を忘れず、地域のため、利用者の皆様のために汗を流し頑張っていきたいと思っています。

■創業支援(合同会社Cool)

弊社は、学校法人岐阜済美学院済美高等学校の剣道部専用学生寮の運営・管理を目的として令和2年に設立致しました。

これまで学生寮の管理自体は経験があったものの、事業経営経験がなく分からないことや不安なことが多々ありました。しょうしんさんより事業計画の立案や、税理士をご紹介いただくなどのサポートがあったことで令和4年4月に学生寮を無事開設することができました。

今後、生徒たちの部活動生活や学校生活がより良いものになるようサポートできるようにしょうしんさんのご支援をいただきながら運営していきたいと思っております。

<剣道部成績>

第6回 東海高等学校剣道選抜大会 女子団体	準決勝
2020年度 県高校総体 女子団体	優勝
2020年度 全国選抜剣道大会 岐阜予選	男子団体 準優勝・女子団体 第3位
第7回 東海高等学校剣道選抜大会	男子団体 ベスト8・女子団体 第3位
2021年度 新人戦	男子準優勝・女子優勝
第31回 全国高校剣道選抜大会	出場



▲代表社員 川畑真純 様



■再生支援(サン・ワード株式会社)

弊社は平成2年岐阜市内で法人化、平成22年父から事業承継、現在は岐阜市内で3店舗の結婚式場での結婚式「EXEX WEDDING」パーティー「EXEX PARTY」と結婚プロデュース「トク婚」を運営し、結婚式・パーティーに特化した事業を展開しています。

しょうしんさんとは、令和3年3月コロナ感染症拡大第3波の影響により厳しい経営状況が続く中、実兄からの紹介で出会いました。しょうしんさんは初対面にも関わらず弊社の現状と未来ビジョンに誠実に、かつ真剣に耳を傾け親身に寄り添って下さいました。

また、弊社にとって、もうこれ以上無いほどの素晴らしい資金調達のご提案を頂き、同年8月より弊社のメインバンクとして支えて頂く事となりました。

その後コロナ感染症拡大による業績回復の遅れにも一貫して変わらぬご支援と共に、昨年入社した長男への「価値創造セミナー」を通じての事業承継育成サポート、「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた採用サポートをして頂きました。また的確な「法人保険(損保)」の見直し提案など、きめ細やかなアドバイスを頂ける弊社にとってかけがえのない大切なパートナーです。

◀左)代表取締役 山下信彦 様 右)後継者 山下英彦 様

■価値創造セミナー

事業者自身の強みや経営課題等を客観的に理解して、生産性向上や持続的な成長に繋げるようサポート体制を整えています。

令和3年度は、岐阜県信用保証協会と共催し、12名の受講者の方々にご参加いただきました。



▲セミナーの様子 価値創造セミナー▶チラシ



中小企業の経営支援等に関する取組み方針

1. 新規融資への取組み

新規融資にあたっては、不動産担保や個人保証に過度に依存しないよう、ABL※1の活用や経営者保証ガイドライン※2に準じた取扱いに取り組んでいるほか、決算書等の数値に表れない企業の技術力・販売力や、成長性・将来性などの定性的な情報も判断材料として、お客様の経営実態の十分な把握に努めております。

- ※1 ABL(アセット・ベースド・レンディング)とは、企業などが保有する不動産以外の「在庫」「売掛金」「機械設備」などを担保とする融資手法であり、当組合では、お客様の不動産保有の多寡に関わらず資金需要にお応えできる体制を整えています。
- ※2 経営者保証ガイドラインとは、「中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証」の課題解決に向けて、中小企業等や経営者等、金融機関等が果たすべき役割を具体化したもので、平成26年2月1日より適用されています。

2. 事業再生・中小企業金融の円滑化

金融の円滑化に向けた取組み方針を以下のとおり定め、態勢の整備、充実を図っております。

- お客様個々の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に取り組んでまいります。
- 自らのコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様の経営課題に応じた最適な解決策を提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。
- お客様の真の意味での経営改善が図られるよう、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会などの外部機関を積極的に活用してまいります。

態勢整備

1. 外部機関との連携

地域プラットフォーム『がんばる企業応援ネットワークぎふ』

中小企業庁の提唱する「ワンストップ総合支援事業(旧、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業)」の取組みとして、岐阜県商工連合会が代表機関を務める、地域プラットフォーム『がんばる企業応援ネットワークぎふ』に参加しています。

当プラットフォームは、県下46商工会、15商工会議所、県信用保証協会、6信用金庫、3信用組合で構成されており、当組合は、県下3信用組合の取り纏め機関として、運営に携わっております。

今後も、当プラットフォームを通して行われる、『専門家派遣制度』等を積極的に活用して、お取引先事業者が抱える様々な課題の解決にあたってまいります。

【ワンストップ総合支援事業～旧、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業】

ITクラウドを活用して、以下の4つの機能に対応しています。

- ①事業者と専門家等支援者間のコミュニケーション・コミュニティの形成やマッチング
- ②中小企業向けの支援情報の提供、支援施策の申請受付
- ③中小企業・小規模事業者間の業務連携支援
- ④中小企業会計要領に基づく財務データ管理、ビッグデータ活用による高度な経営分析等の経営改革支援。また、最新の中小企業・小規模事業者支援施策や、専門家、先輩経営者等との情報交換ができる「支援ポータルサイト」の運営や、中小企業・小規模事業者の高度な経営課題等の相談に対応するための「専門家派遣」を実施しています。

がんばる企業応援ネットワークぎふ構成機関内“包括的連携協定”

また、お取引先事業者の一層の経営支援にあたることを目的として、平成26年4月1日に、当プラットフォーム構成機関内“包括的連携協定”を締結しております。

当包括的連携協定では、商工団体の持つノウハウと、金融機関の持つ資金調達機能を上手く連携し協働してお取引先事業者の支援に積極的にあたってまいります。

一般社団法人 岐阜県中小企業診断士協会

平成23年12月27日に『岐阜県内における中小企業者の安定及び経営基盤の強化』を目的として、相互に連携して中小企業の活動を支援することについての覚書を締結しております。

専門的見地から経営改善に取り組む必要があると判断されるお客様に対して当協会を紹介するほか、組合職員の能力向上に資するため、研修実施などの連携を図ってまいります。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部との連携協定

令和2年2月26日に岐阜県内の企業の働き方改革を実現するため、地域の企業の活性化とそれを担う人材の育成及び生産性向上を図ることを目的に連携協定を結びました。

第一勧業信用組合との地域創生における連携協定

令和2年3月19日に第一勧業信用組合と相互扶助の精神に基づき、両信用組合が持つノウハウやネットワークを活かした連携協定を行うことで、地域社会の発展やお客様の幸福に貢献することを目的に連携協定を結びました。

2. 外部機関の活用

岐阜県中小企業活性化協議会

お取引金融機関が複数にわたるなど金融機関間での調整が必要な再生事案には、中小企業再生支援協議会の活用が効果的です。お客様、中小企業再生支援協議会、当組合を含む金融機関の3者間で連携して、経営改善計画書の策定や計画実行のための各施策に取り組んでおります。

あいおいニッセイ同和損害保険(株)

平成29年10月2日に地方創生の実現を目的として、「地域創生に関する連携協定」を締結しました。相互のノウハウを活用し、セミナーを開催するなど、地域の中小・小規模事業者の経営課題の解決に向けた協働支援に取り組んでまいります。

岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点

令和2年10月に岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点と岐阜県プロフェッショナル人材サテライト拠点運営業務委託契約を締結しました。中小事業者等の成長に必要となるプロフェッショナル人材像を具現化し、その人材ニーズに対して「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点」と連携して取り組みます。

取組み状況

1. 取組み事例

当組合ではお客様のライフステージ(a.創業・新事業開拓、b.成長段階、c.経営改善・事業再生・業種転換)に応じて、専門部署による適切なアドバイス、支援を実施しております。

a. 創業・新事業開拓

支援体制	支援内容
創業にあたっては、事業計画の策定や、事業資金の確保など、様々な課題を解決していく必要があります。当組合では、特に、若者や女性、脱サラ希望者など、多くの不安を抱える方々をサポートするため、専門部署による支援体制を強化しています。	●事業計画の策定支援 ●創業に伴う運転資金、設備資金などの金融支援 ●資金繰り相談 他

b. 成長段階

支援体制	支援内容
成長段階では、新たな設備投資や増加運転資金の確保が必要となる一方で、事業の効率化など、事業計画の再策定を検討する時期に入ります。当組合では、お客様の成長に最適なプランを親身になって考え、専門部署による協働支援を実行しております。	●新たな設備資金、増加運転資金などの金融支援 ●お借入れの一本化等による返済計画の見直し ●事業計画の再策定支援 他

c. 経営改善・事業再生・業種転換など

支援体制	支援内容
再生段階においても、抜本的な経営改善計画の策定や債務の一本化による資金繰りの改善、専門家のアドバイスによる課題の改善など、その手法は様々です。当組合では、最適な再生スキームを親身になって考え、専門部署による協働支援を実行しております。	主な、活用機関・制度は以下の通りです。 ●中小企業再生支援協議会 ●経営力強化保証制度 ●専門家派遣制度 他

地域活性化に関する取り組み

岐阜とともに発展してきたしょうしんの「岐阜を応援したい!もっと岐阜を盛り上げたい!」という思いが数々の取り組みを紹介します。コロナ禍で活動縮小せざるをえなかったものの、想いは変わりません。

岐阜の街をきれいにしたい!

大好きなまち、お世話になっているまちに恩返しです。店舗周辺地域の清掃活動や長良川清掃を行っております。



街の清掃



公園の清掃



長良川清掃

岐阜のスポーツを応援したい!

地元サッカーチームの応援にも全力投球です。頑張る選手たちにアツい想いを届けています。



FC岐阜に協賛



子どもたちに食の大切さを伝えたい!

恒例になった、子どもたちに食の大切さを考えてもらう「お絵描きコンテスト」。8回目の今回は、760人の子どもたちが参加してくれました。



募集ポスター



入賞作品展示inマーサ21

社内報でお客様を応援したい!

社内報では不定期にお客様の事業をご紹介します。2022年2月に発行した号では飲食店のお客様を紹介させていただき、本店本部駐車場で出張販売もさせていただきました。



社内報



キッチンカーでの出張販売

他にもいろいろしたい!

日本赤十字社「献血サポーター」として、定期的に献血場所を提供したり、職員が献血に積極的に参加したりしています。



献血に協力



ふれあい広場に参加

地域の行事にも参加し、スタッフとしてもお客様としても盛り上げます。

しょうしんクラブのご紹介

しょうしんクラブは、岐阜商工信用組合の組合員の積極的な企業活動の推進と会員相互の親睦を図ることを目的とし、昭和60年に設立されました。

講演会

各界の著名人・文化人を招いて講演会を開催しています。

■ 近年の主な講師

平成30年 6月	東進ハイスクール東進衛星予備校 現代文講師	林 修氏 杉村 太蔵氏 堤 幸彦氏
平成30年 10月	元衆議院議員	
平成30年 12月	映画監督	
平成31年 2月	株式会社ネクストスタンダード 代表取締役社長	齊藤 正明氏 河野 景子氏 鳴戸 勝紀氏 橋下 徹氏 平田 進也氏 吉永由紀子氏
平成31年 4月	元フジテレビアナウンサー	
令和元年 7月	元大関琴欧州・鳴戸部屋親方	
令和元年 10月	弁護士・元大阪府知事	
令和元年 12月	浪速のカリスマ添乗員	
令和 2年 2月	元全日本空輸客室乗務員	



令和元年10月講演
橋下 徹氏

親睦パーティー

年に数回、講演会のあとに「親睦パーティー」を開催しています。立食ブッフスタイルでお食事を楽しみながら情報交換、交流の場として、会員相互の親睦を深めていただいております。



当組合の組合員日下部様による手品の余興



親睦パーティーの様子

工場見学

年1回、各地工場などへの見学ツアーを開催しております。社員旅行や、お子様の夏休みの旅行に最適で、毎年ご好評をいただいております。
(※ご参加いただくには参加費が必要です。)

■ 近年の実績

平成29年 8月	ガスエネルギー館・ INAXライブミュージアム・ めんたいパーク【東海市・常滑市】
平成30年 8月	造幣局 本局【大阪府】
令和元年 8月	ヤマハ企業ミュージアム イノベーションロード【浜松市】

※令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため各イベントは中止いたしました。

トピックス

健康増進を目指し

ラジオ体操をはじめました。



本部 朝礼時のラジオ体操

職員の健康増進に向けて朝礼時にラジオ体操を始めました。本部を対象に段階的に試行し、職員からは「眠気がなくなる」「リフレッシュする」と好評だったため、全店に拡大しました。

職員子女の小学校入学祝いに

目覚まし時計を贈りました。



お祝いの目覚まし時計

大切な家族の節目を組合もお祝いしたいと、職員子女の小学校入学祝いに目覚まし時計を贈る制度を新設しました。パートタイマーを含めた全職員が対象で、令和3年度は9人が受け取りました。

経営管理の体制

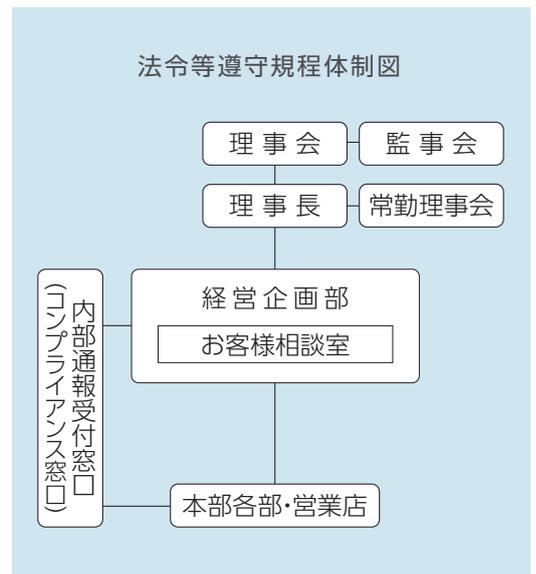
●法令等遵守(コンプライアンス)態勢

信用組合は、各種の法律や規制のもとに活動しています。たとえば「会社法」をはじめ、「中小企業等協同組合法」や「協同組合による金融事業に関する法律」など様々なものがあります。

当組合では、これらの法律や規制に則り適正な業務を遂行するため、経営企画部の中にコンプライアンス担当を置くとともに、各本店にコンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を置くことにより、組織的に法令を遵守する態勢を整備し、重点施策(コンプライアンス編)に基づき研修あるいは各種の指導・徹底を繰り返し実施することにより、法令等遵守態勢の強化に努めています。預金、融資、為替などに関する事務については、細部にわたり事務取扱要領を定めています。さらに、信用組合職員としての基本姿勢や行動規範を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、併せて定期的な研修を実施することで法令等遵守の意識を高める組織風土の醸成に努めております。

また、これらの事務取扱要領や規程は、文書管理システムとして全店統一管理されており、追加、修正がある場合には、通達等によりその趣旨を周知徹底させたいと、文書管理システムの更新をその都度行っています。さらに、文書管理システムを活用した集合研修、店内研修を実施しており、全職員が同じ基準で業務にあたるように徹底しております。

なお、当組合では平成14年度より外部監査法人(有限責任監査法人トーマツ)の法定監査を受けております。



●コンプライアンス基本方針

「コンプライアンス基本方針」は、当組合が金融機関として誠実かつ公正に業務を遂行するための法令等遵守に関する方針です。

1. 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客様及び社会からの信頼・信用を確保します。
2. 当組合は、法令、諸規則、諸規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。
3. 当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
4. 当組合は、職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを自覚します。
6. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

●コンプライアンス宣言

「コンプライアンス宣言」は、当組合の役職員一人ひとりが法令等を遵守し、お客様の信頼にお応えすることを内外に向けて宣言するものです。

1. 当組合の役職員は、お客様の信頼にお応えするため、コンプライアンスをすべての行動の原則とし、法令・社会的規範及びこれらに基づく組合内規程等を厳正に遵守します。
2. 当組合の役職員は、お客様とのお取引に際して金融取引に係る法令等に基づく適正な処理を行うため、これらの法令等に関する知識の向上に努めます。
3. 当組合の役職員は、お客様に関する情報の取扱には細心の注意を払い、外部への漏洩等が発生しないよう適切に管理します。

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

令和3年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は337件(前年度659件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は24.8%(同32.4%)、「保証契約を解除した件数」は11件(同13件)、となっております。

●中小企業金融円滑化法の期限到来後の貸付条件の変更等の申込みに対する方針

平成21年12月4日に施行されました、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(中小企業金融円滑化法)が、平成25年3月末を以て期限を迎えたことに伴いまして、当組合では、同法終了後のお客さまからの貸付条件の変更等の申込みに対する方針を以下の通り定めております。

1. お客さま個々の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に取り組んでまいります。
2. 自らのコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。
3. お客さまの真の意味での経営改善が図られるよう、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会などの外部機関を積極的に活用してまいります。

●反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、金融サービスの提供に関する法律第10条に則り、金融商品の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の利益を守ることに努めます。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 当組合は、お客様ご自身の判断と責任においてお取引いただくため、金融商品の内容やリスク等の重要事項を十分にご理解いただけるよう、分かりやすい商品説明に努めます。
3. 当組合は、お客様に断定的な判断を提供したり、事実と異なる情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、法令・諸規則を遵守し、誠実・公正な勧誘を心掛け、適正な勧誘が行えるよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

●適切な保険募集を行うための方針

当組合は、適切な募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定めております。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。

保険契約に係るリスクについて

- (1) 保険商品は預金等ではありません（預金保険制度の対象外です）。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- (2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
- (3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください。）

- 当組合は、取扱保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。

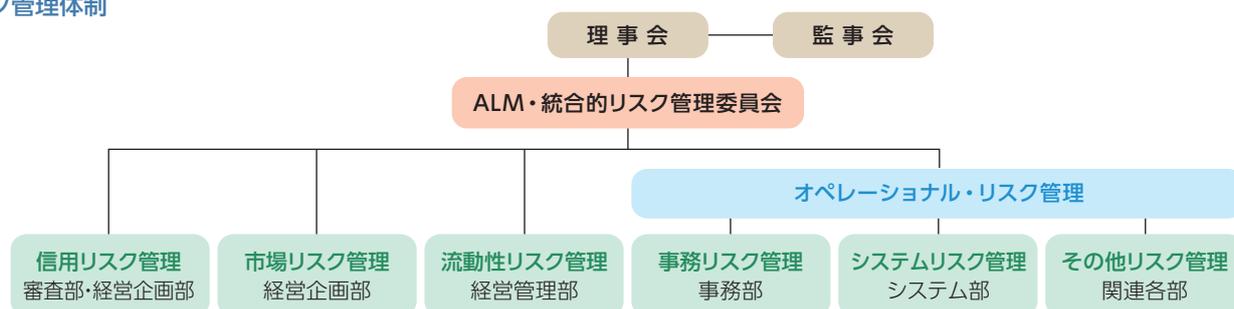
一部保険商品における法令上の販売制限について

- (1) 当組合が扱う保険商品のうち、住宅関連の長期火災保険を除いた保険商品につきましては、ご加入いただけるお客様の範囲や保険金その他の給付金の額等に制限が課せられています。
- (2) 当組合に事業性融資の申込みをされている期間中は、お客様および密接関係者の方（お客様が法人の場合はその代表者、お客様が法人代表者で法人の事業性資金の融資申込みをされている場合はその法人）には、制限の課せられている保険商品をお取扱いすることができません。ただし、当組合の組合員の方はお取扱いできます。
- (3) 保険契約者・被保険者になる方が下記①または②のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている保険商品をお取扱いできません。ただし、当組合の組合員の方はお取扱いできます。
 - ①当組合から事業性資金の融資（手形割引を含みます）を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方

- 当組合は、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応します。

なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

●リスク管理体制



金融業務の多様化や国際化の進展に伴い、金融機関が抱えるリスクは複雑化、多様化しております。このような環境下、自己責任原則のもとにリスクを的確に管理する一方で、リスクに見合った適正な収益を確保することが求められております。

当組合では、リスク管理に関する方針を「統合的リスク管理方針」として定め、リスク管理に関する基本事項を「統合的リスク管理規程」として制定しており、さらに各リスクの管理要領に従って適切なリスク管理を実施しております。

区分	取組み内容
統合的リスク管理体制	金融業務の遂行に不可避である各種リスクを組合全体の観点から分析・評価し、適切に管理することが、経営の健全性を維持するための最重要課題となっています。 当組合ではこのような考え方に基づき、リスク統括部門がすべてのリスクを一元的に把握する体制を整備しています。また、計量化が可能なリスクを統合的に管理し、リスクの総量を自己資本の一定範囲内に抑えることで経営の健全化と安定性の向上に努めております。
信用リスク管理体制	信用リスクとは、取引先の経営状態の変化等により、貸出金の元本や利息の回収が困難になり、当組合が損失を被るリスクをいいます。 信用リスク管理体制においては、組合内で厳格な審査基準を設けるとともに、審査部門を独立させることで、個別案件ごとに貸出の妥当性を十分にチェックして対応しております。さらに、自己査定を通じて融資を含めた全ての資産について、その健全性を検証するとともに、適正に償却・引当を実施しております。また、本部審査体制の充実とともに、各営業店融資担当者の審査能力の向上を目指して、融資研修等についても充実を図っております。
市場リスク管理体制	市場リスクとは、金利や為替、株式市場等の変動により、当組合の資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。 市場リスク管理体制においては、「ALMシステム」（資産・負債総合管理）を活用して、金利リスクに対して適切に対応できる体制を整備しております。また、有価証券投資にあたっては、「有価証券運用基準」および「余裕資金運用規程」に基づいて運用しており、常に有価証券の金利リスク等を検証しつつ効率的な運用に努めております。さらに、市場リスク量の計量化にも取り組んでおり、VaR法、BPV法のほか、銀行勘定全ての科目を対象としたリスク量の計測も行っております。
流動性リスク管理体制	流動性リスクとは、必要な資金を確保できず、資金繰りに支障をきたしたり、通常より著しく不利な条件での取引を余儀なくされて、当組合が損失を被るリスクをいいます。 当組合の預貸率は「約68%」で、支払準備率は「160%」を超えており、支払い準備は万全です。（令和4年3月末）
オペレーショナル・リスク管理	事務リスク管理体制 事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を被るリスクをいいます。 当組合では、皆様からの信頼にお応えできる事務処理を常に念頭において、日ごろから監査部による監査を定期的を実施しており、事務処理が諸規程等に沿って正確に行われるように指導、徹底しております。また、店内検査を定期的を実施しており、相互牽制とチェック体制の充実を図り、事務リスクの低減に努めております。
	システムリスク管理体制 システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、不正利用あるいは自然災害などにより損失を被るリスクをいいます。 コンピュータシステムは、金融機関にとって必要不可欠なものであり、安全かつ有効に機能させることが重要です。当組合では、「災害・緊急時対策要領」および「緊急時営業店事務取扱要領」を制定しており、緊急時の行動手順が定められております。当組合は平成21年5月に自営オンラインから信用組合共同オンラインに移行いたしました。これによりシステムリスクを大幅に回避することができました。具体的には、信用組合共同オンラインの中核機関であるSKCセンターでは、ホストコンピュータの二重化やデータの外部保管など、コンピュータシステム障害に対し万全を期しております。

キャッシュカード犯罪への対応

●カード犯罪による被害にあわないために

偽造・盗難カード等による犯罪にあわないために、また、安心してご利用いただくために、キャッシュカードの管理は、次のとおり十分注意してください。

- 暗証番号は、生年月日、電話番号、車のナンバーなど、他人に推測されやすい番号の利用は避けください。推測されやすい番号は、すみやかに変更されることをお勧めします。
- 長期間にわたり同一の暗証番号の使用は避けてください。定期的な変更をお勧めします。
- 手帳、メモ用紙、キャッシュカードの裏面などに暗証番号を書いて保管することは避けてください。
- 貴重品ロッカーなどで、キャッシュカードの暗証番号の使用は避けてください。
- ATMご使用の際は、暗証番号を後ろから盗み見られないようご注意ください。ATM装着の鏡で後方を確認してください。
- 当組合の職員や警察官などが暗証番号をお尋ねすることはありません。他人には教えないでください。

●偽造・盗難カード等の被害にあってしまったら

万が一、偽造・盗難カード等による犯罪の被害にあわれたり、カードを「紛失・盗難」された場合は、直ちに、最寄りの当組合本支店にご連絡ください。

また、「偽造・盗難」の場合は、最寄りの警察にも届け出てください。

夜間・休日のご連絡先

信組情報サービス(株)信組ATMセンター
電話番号 058-249-0003

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

●当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※ 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し先	「お取引先店舗」または「経営企画部（お客様相談室）」にお願いいたします。	
	経営企画部 （お客様相談室）	住 所：岐阜市美江寺町2-4-3 電話番号：0120-007-882（サービス番号「6番」をお選びください。） 受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

●苦情等のお申し出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。

※ 詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください。

名 称	東海しんくみ苦情等相談所（東海信用組合協会）	しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）
住 所	〒453-0015 名古屋市東区中村区椿町3-21	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	052-451-2110	03-3567-2456
受付日 時 間	月曜日～金曜日 （祝日、12/29～1/3を除く） 午前9時～午前12時、午後1時～午後4時30分	月曜日～金曜日 （祝日及び金融機関休業日を除く） 午前9時～午後5時

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえで、当組合に対し迅速な解決を要請いたします。

●保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話番号：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（電話番号：0570-022-808）

●岐阜県弁護士会または東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名 称	岐阜県弁護士会示談あっせんセンター	愛知県弁護士会紛争解決センター	愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター
住 所	〒500-8811 岐阜市端詰町22番地	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	〒444-0864 愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-10
電話番号	058-265-0020	052-203-1777	0564-54-9449
受付日 時 間	月曜日～金曜日 （除 祝日、年末年始） 午前9時～午後5時	月曜日～金曜日（除 祝日、年末年始） 午前10時～午後4時 但し、あっせん・仲裁は、原則として月曜日～金曜日の午前10時～午後5時までの間に実施	

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月曜日～金曜日（除 祝日、年末年始） 午前9時30分～午前12時 午後1時～午後3時	月曜日～金曜日（除 祝日、年末年始） 午前10時～午前12時 午後1時～午後4時	月曜日～金曜日（除 祝日、年末年始） 午前9時～午前12時 午後1時～午後5時

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※ 詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください。

総代会

●総代会の位置づけ

信用組合は、組合員同士の「相互扶助」と「共存共栄」の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、組合員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することとなります。

しかし、当組合では組合員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当組合では組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会を設置しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代によって運営されます。

また、当組合では総代に限定することなく、日常の業務活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

●総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ① 総代の任期は3年で、80歳定年制となっております。
 - ② 総代の定数は100人以上115人以内で、各選挙区毎の総代の定数は理事会で定めています。
- なお、令和4年4月1日現在の総代数は107人、組合員数は64,403人（※令和4年3月31日現在）です。

(2) 総代の選任方法

総代は組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代の選考は、総代選挙規約に基づき選任されております。

(令和4年4月1日現在)

エリア	選挙区(店名)	総定数	総代数	総代氏名/当選回数
岐阜	本店営業部	10	10	伊藤 善男(9) ㈱印刷工房(1) 遠藤 猛(3) ㈱寿司よし(1) 大建設計(1) 所不動産(1) 内藤 哲男(8) ㈱フォローズ(1) 宮川 俊博(4) 若山 雅彦(4)
	加納支店	7	7	郷原 則子(3) ㈱三建工業(◎) 福井 真一(7) 不破 欣昭(7) 安田 高志(6) ㈱ヤマカ木材(1) 山田 英貴(3)
	鷺山支店	8	8	上田 光男(4) 刈谷 敬三(7) ㈱クラレ(1) 小原 香織(5) スマートツール(1) 武藤 司(3) 山下 和彦(6) 山田百合香(3)
	東栄支店	3	3	天野純一郎(1) 田内 博(◎) ㈱ウェーブネット(2)
	本荘支店	7	7	S S C(1) ㈱加藤物産(◎) 後藤 文秀(2) ㈱山高商事(3) 大東(1) 中日技研(2) 税NEXT(1)
	長森支店	6	6	㈱アングロッシュ(1) 篠田須美子(3) 部田 哲雄(2) 丹羽 和幸(5) 野中 勝利(◎) 村瀬 賢一(5)
近島支店	2	2	河合 通雄(7) 波多野光裕(1)	
大垣	大垣支店	7	7	浅野燃糸(1) 小川 貴彦(7) 加納 敏男(4) 三 柏(1) ㈱サンユウ(3) 中村 隆男(7) 山田 康弘(1)
	那加支店	4	4	大野 道伯(◎) 協和建設(1) ㈱岐南車体工業(3) 深瀬建設(1)
	各務原支店	4	4	奥村 義澄(8) 鈴木 茂樹(1) 西部 元照(3) ㈱ライフプラン(2)
各務原	蘇原支店	3	3	恩田 和夫(3) 北川 政臣(3) ㈱サクセスG&T(2)
	関支店	6	6	青木 和也(3) 東 隆雄(2) ㈱杉山製作所(2) 青協建設(◎) 田中 邦男(2) 村下 侑刑(3)
	美濃加茂支店	4	4	片山 充(7) ㈱クワニエーゼ(1) 名和 勘二(4) 西川 真樹(4)
関・東濃	多治見支店	3	3	鈴木 俊隆(5) 則武 友記(5) 山村 寛(4)
	可児支店	3	3	㈱ニシノ(2) 西野 孝一(4) ㈱三和木(3)
	北方支店	5	5	上野 敦(3) 小島 義弘(3) 西川 武憲(4) 日東興産(◎) 廣瀬 哲之(4)
揖斐・本巣	穂積支店	3	3	堀 要(4) 武藤 正敏(7) 吉安 信三(3)
	揖斐支店	8	8	遠藤 誠二(6) 大西 恵子(3) 國枝 治彦(4) 清水 三博(4) 西濃建設(9) ㈱東海ワークス(1) 野原 昭弥(7) 税みらい会計(1)
	羽島支店	6	6	飯田耕一郎(8) 大橋 一成(6) 岡 賢治(6) 柳田 昭裕(3) 柴田 芳樹(3) 山田 優(3)
羽島	笠松支店	4	4	井上 好典(3) 岡田 文雄(5) 尾関 洋治(8) 田中 義夫(4)
	岐南支店	4	4	小野木政則(5) 黒田 隆(5) ㈱三 島(9) 森瀬 博史(4)

※50首順で記載しています。 ※氏名開示の同意を得られていない総代に関しては[** **]と表示しています。
※各氏名の後の数字は、当選回数を表します。また当選回数が10回以上となる場合には◎と表示しています。
※なお、総代名簿につきましては、各営業店に備え置いてあります。

●総代の属性別構成比

職業別	個人	18.1%	個人事業主	36.1%	法人役員	45.8%		
年代別	40代以下	5.56%	50代	18.06%	60代	29.17%	70代以上	47.22%
業種別	学術研究、専門・技術サービス業	22.95%	建設業	19.67%	製造業	11.48%	卸売業、小売業	9.84%
	不動産業	8.20%	飲食業	3.28%	生活関連サービス業・娯楽業	3.28%	運輸業、郵便業	3.28%
	教育、学習支援業	1.64%	医療、福祉	1.64%	その他	14.75%		

●第69回通常総代会の決議事項

令和4年6月21日に開催された第69回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案通り可決されました。

報告事項

- (1) 第69期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)
事業報告、貸借対照表、損益計算書について

議決事項

- 第1号議案 第69期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第70期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 定款変更の件
- 第4号議案 組合員の法定脱退に関する件
- 第5号議案 理事・監事任期満了に伴う選挙の件
- 第6号議案 役員退職慰労金および特別功労金に関する件



営業インフォメーション

●主要な事業の概要

預金業務	預金—当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、別段預金、納税準備預金、定期預金、定期積金等を取扱っております。
貸出業務	(イ)貸付—手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。 (ロ)手形の割引、でんさい割引
商品有価証券売買業務	取扱っておりません。
有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
内国為替業務	送金為替、当座振込および代金取立等を取扱っております。
外国為替業務	取扱っておりません。
社債受託および登録業務	取扱っておりません。
金融先物取引等の受託等業務	取扱っておりません。
附帯業務	(イ)債務の保証業務 (ロ)有価証券の貸付業務 (ハ)生命保険窓口販売業務、損害保険窓口販売業務 (ニ)代理業務 (a)全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会の代理貸付業務 (b)日本銀行の歳入復代理店業務 (ホ)地方公共団体の公金取扱業務 (ヘ)株式払込金の受入代理業務および株式配当金の支払代理業務 (ト)保護預りおよび貸金庫業務

●預金商品

主な預金商品	
年金 特別定期	当組合にて公的年金をお受取りの場合、「スーパー定期」1年ものの店頭表示金利に年0.1%上乗せさせて頂く定期預金商品です。
インターネット バンキング 定期預金	インターネットバンキング専用の定期預金として、お得な金利で取扱をしている当組合—押し定期預金商品です。
パワフル 定期預金	定期的に取扱期間を設け、店頭表示金利よりお得な金利で取扱している定期預金商品です。
子育て応援 定期積金	「ぎふっこカード」等の提示で定期積金の店頭表示金利に上乗せさせて頂く、「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業」参加の定期積金商品です。

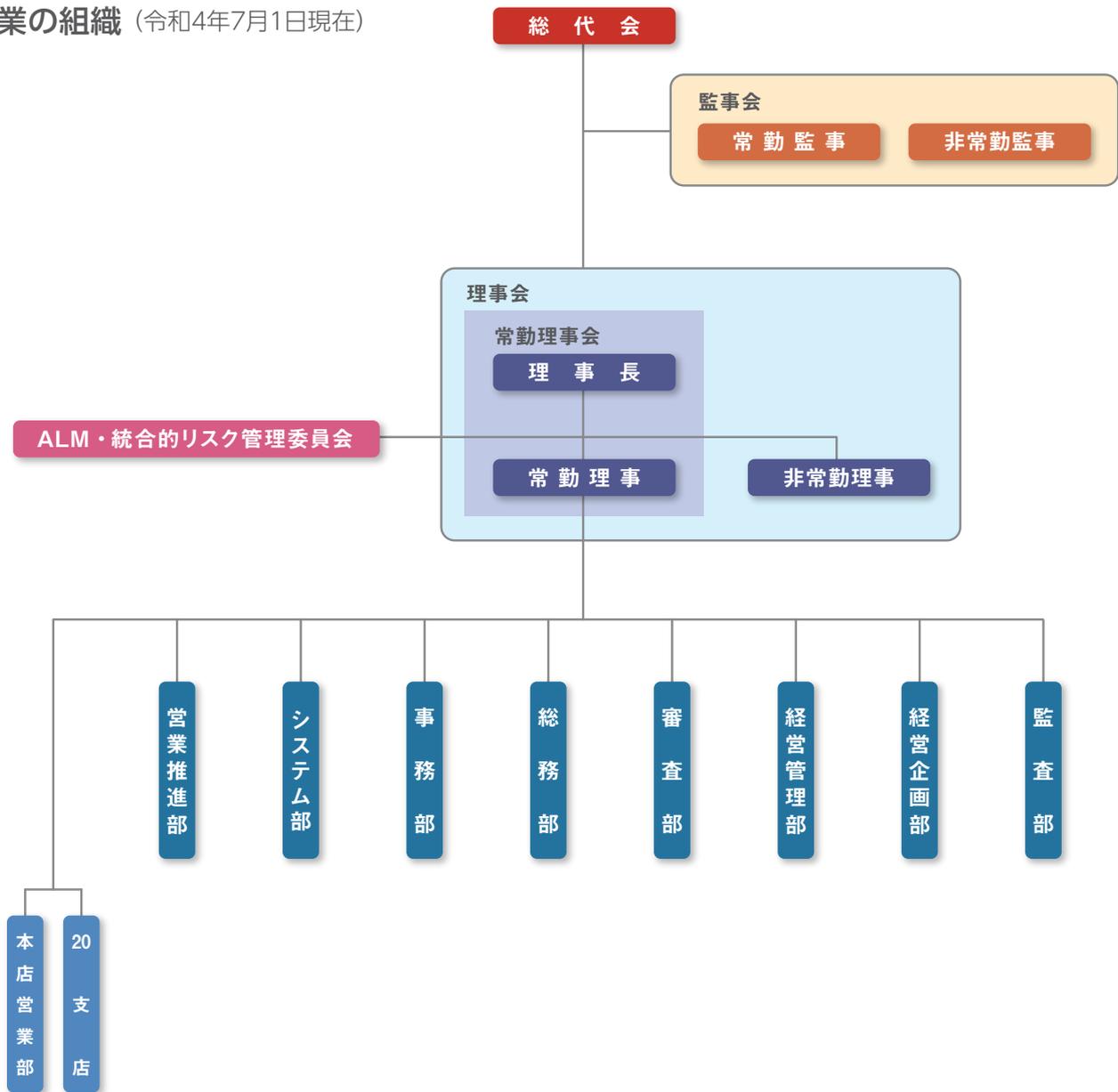
●保険商品

主な保険商品	
標準傷害保険 「しんくみホッとプラン」	お手頃な保険料で組合員およびそのご家族のさまざまな事故によるケガを補償する団体傷害保険です。
住宅ローン関連火災保険 「安心あっとホーム」 「タフ・すまいの保険」 「トータルアシスト住まいの保険」 「安心マイホームTHEすまいの保険」	火災を主とした災害による、大切なお住まいの建物や家財の損害を補償する保険です。
業務災害補償保険 「タフビズ」 「経営ダブルアシスト」 「ビジネスマスター・プラス」	業務上の災害に起因する様々なリスク・トラブルを総合的に補償する業務災害補償保険です。

●融資商品

主な融資商品	資金のお使いみち	
事業用の ローン	当組合では、お客様の事業内容等に応じて、オーダーメイドな商品をご提案いたします。 また、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会など、政府系金融機関等の代理貸付制度、県・市町村の制度融資もご利用いただけます。	
グッドビジネス ローン「アシスト」	当組合にお借入のない方が、事業資金にご利用いただけます。	
協調サポート	日本政策金融公庫と当組合が連携して事業資金のニーズにお応えします。	
住宅関係 のローン	すまいる住宅 ローン	自己所有のための居住用住宅(マンション含む)の新築・購入(中古住宅購入を含む)・増改築資金としてご利用いただけます。
お使いみち 限定の ローン	超多目的 ローン	住宅や店舗併用住宅のリフォーム、お車のご購入、大学等への入学金・学費・教材のご購入等のお使いみちが決まった資金にご利用いただけます。ただし、事業性資金は除きます。
お使いみち 自由の ローン	フリーローン 「チョイス」 アシスト・プラス カードローン アラカルト	お使いみちは自由ですが、事業資金は除きます。

事業の組織 (令和4年7月1日現在)



役員一覧

理事長 (経営全般・監査部・システム部担当)	森 嶋 篤 男
専務理事 (経営企画部・経営管理部担当)	細 野 克 也
常務理事 (総務部長)	赤 堀 誠
常務理事 (事務部担当・営業推進部長)	大 野 賢
理事 (審査部長)	峯 岸 伸 行
理事	牧 村 昭 司
理事	栗 本 利 泰
理事	菊 本 舞
理事	藤 田 一 寛
理事	西 川 敏 幸
監事	後 藤 清 明
監事	平 野 博 史
監事	高 井 博 文

(令和4年7月1日現在)

注) 当組合は、職員出身者以外の理事6名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多角的な反映に努めています。

会計監査人の氏名又は名称

有限責任監査法人トーマツ

(令和4年7月1日現在)





資料編

決算の状況	19
損益の状況	23
業務の状況	23
自己資本の充実の状況	26
役員等の報酬体系	32
店舗一覧	33
索引	34



決算の状況

●貸借対照表

■ 資産の部		(単位 百万円)	
	第68期 (令和3年3月31日)	第69期 (令和4年3月31日)	
現金	1,674	1,675	
預け金	49,733	42,807	
金銭の信託	731	2,005	
有価証券	80,788	80,580	
国債	2,716	4,007	
地方債	9,772	9,437	
社債	46,284	47,039	
株式	88	85	
その他の証券	21,926	20,010	
貸出金	171,728	173,787	
割引手形	334	467	
手形貸付	14,568	15,233	
証書貸付	145,309	147,326	
当座貸越	11,516	10,759	
その他資産	1,360	1,243	
未決済為替貸	17	14	
全信組連出資金	686	686	
未収収益	277	282	
その他の資産	379	259	
有形固定資産	5,157	5,107	
建物	2,268	2,144	
土地	2,576	2,623	
建設仮勘定	-	23	
その他の有形固定資産	313	315	
無形固定資産	22	22	
ソフトウェア	8	9	
その他の無形固定資産	14	13	
債務保証見返	12	9	
貸倒引当金	△1,107	△1,318	
(うち個別貸倒引当金)	(△791)	(△974)	
資産の部合計	310,101	305,920	

※資産の中心は貸出金です。

■ 負債の部		(単位 百万円)	
	第68期 (令和3年3月31日)	第69期 (令和4年3月31日)	
預金	252,669	255,348	
当座預金	3,162	2,818	
普通預金	62,385	65,086	
貯蓄預金	520	508	
通知預金	1,109	831	
定期預金	182,476	183,300	
定期積金	2,420	2,130	
その他の預金	594	671	
借入金	34,900	26,900	
当座借越	34,900	26,900	
その他負債	1,120	1,213	
未決済為替借	36	33	
未払費用	609	690	
給付補填備金	2	1	
未払法人税等	9	9	
前受収益	213	231	
払戻未済金	169	158	
資産除去債務	8	8	
その他の負債	71	79	
賞与引当金	169	173	
退職給付引当金	295	285	
役員退職慰労引当金	2	2	
偶発損失引当金	32	28	
睡眠預金払戻損失引当金	68	28	
繰延税金負債	255	422	
再評価に係る繰延税金負債	147	144	
債務保証	12	9	
負債の部合計	289,674	284,555	

■ 純資産の部		(単位 百万円)	
	第68期 (令和3年3月31日)	第69期 (令和4年3月31日)	
出資金	8,409	9,247	
普通出資金	5,909	6,747	
優先出資金	2,500	2,500	
資本剰余金	2,500	2,500	
資本準備金	2,500	2,500	
利益剰余金	6,451	7,023	
利益準備金	2,317	2,455	
その他利益剰余金	4,134	4,568	
特別積立金	2,758	3,658	
当期末処分剰余金	1,376	910	
組合員勘定合計	17,361	18,770	
その他有価証券評価差額金	2,910	2,447	
土地再評価差額金	155	147	
評価・換算差額等合計	3,066	2,594	
純資産の部合計	20,427	21,365	
負債及び純資産の部合計	310,101	305,920	

※負債の中心は預金・積金です。

※給付補填備金は、定期積金の利息に必要な額を計上したための勘定です。

※組合員勘定は、皆様の出資金と利益(剰余金)の一部を積み立てた準備金・積立金等です。

決算の状況

■ 損益計算書

(単位 百万円)

	第68期 (令和2年4月1日より 令和3年3月31日)	第69期 (令和3年4月1日より 令和4年3月31日)
経常収益	5,518	5,367
資金運用収益	4,701	4,702
貸出金利息	3,673	3,676
預け金利息	56	49
有価証券利息配当金	944	930
その他の受入利息	27	45
役務取引等収益	194	181
受入為替手数料	43	38
その他の役務収益	150	142
その他業務収益	303	52
国債等債券売却益	1	9
国債等債券償還益	276	0
その他の業務収益	24	42
その他経常収益	319	431
償却債権取立益	156	298
株式等売却益	1	2
金銭の信託運用益	154	125
その他の経常収益	7	4
経常費用	4,129	4,285
資金調達費用	246	234
預金利息	248	244
給付補填備金繰入額	2	0
借入金利息	△4	△11
その他の支払利息	0	-
役務取引等費用	452	392
支払為替手数料	29	23
その他の役務費用	423	368
その他業務費用	15	0
国債等債券償還損	14	-
その他の業務費用	0	0
経費	2,995	3,055
人件費	1,957	1,981
物件費	995	1,021
税金	42	52
その他経常費用	420	603
貸倒引当金繰入額	44	237
貸出金償却	297	236
株式等売却損	5	62
その他の経常費用	73	66
経常利益	1,389	1,081
特別損失	91	33
固定資産処分損	0	0
減損損失	91	32
税引前当期純利益	1,297	1,048
法人税・住民税・事業税	9	9
法人税等調整額	33	337
法人税等合計	42	346
当期純利益	1,255	701
繰越金(当期首残高)	109	200
土地再評価差額金取崩額	12	8
当期末処分剰余金	1,376	910

■ 剰余金処分計算書

(単位 百万円)

	第68期 (令和2年4月1日より 令和3年3月31日)	第69期 (令和3年4月1日より 令和4年3月31日)
当期末処分剰余金	1,376	910
剰余金処分額	1,176	745
利益準備金	138	92
普通出資に対する配当金	110	124
優先出資に対する配当金	28	29
特別積立金	900	500
次期繰越金	200	164

● 法定監査

当組合の令和4年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記及びその付属明細書並びに剰余金処分案については、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和4年5月25日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき作成しておりますが、このディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。

● 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は、当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第69期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月21日 岐阜商工信用組合 理事長

森嶋 篤男

※損益計算書の主体は、経常収益と経常費用です。当組合の1年間の営業活動の大部分がこの数字に集約されます。経常収益と経常費用の差額が経常利益になります。

※経常収益の中心は貸出金利息です。貸出金利息は貸付金利息と割引料の合計です。

※役務取引等収益は、為替取扱手数料と代理業務取扱手数料が主なものです。

※経常費用の中心は、預金利息と経費から成り立っています。

※経費の主体は人件費と物件費です。物件費とは一般経費とご理解いただければよいと思います。

注記事項 [貸借対照表関係]

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|-------------------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成11年3月31日 |
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 | 1,488百万円 |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 1,780百万円 |
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 (土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める地価税)の課税価格計算の基礎となる土地の価額に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,046百万円
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|-----------|
| 建物 | 15年 ~ 47年 |
| その他 | 5年 ~ 15年 |
6. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)で非保全額が一定額以上かつ直近3事業年度以上破綻懸念先である大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失額を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの必要な修正を加えて算定しております。
- 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業績が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下「要管理先」という。)に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。
- 予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が資産査定を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は908百万円であります。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生する翌事業年度から損益処理しております。
- 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(全国信用組合企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- 当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- なお、全国信用組合企業年金基金は令和3年3月1日に設立され、第1期の財政決算報告書を作成していないため、以下の記載は全国信用組合厚生年金基金から全国信用組合企業年金基金へのDB移行に係る認可申請時点(令和2年12月)の数値を記載しております。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
- | | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 238,577百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 229,590百万円 |
| 差引額 | 8,987百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和2年4月1日 至今令和3年3月31日)
- 1.691%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△15,766百万円及び別途積立金24,753百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金77百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。
- なお、役員退職慰労金制度は平成22年6月25日開催の通常総代会を終結の時をもって廃止し、同制度廃止に伴う打切り支給対象者であります役員に対して総代会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を退任時の総代会後に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。
12. 偶発貸引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
14. 顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で算出しております。役員取引等収益のうち、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

15. 資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 4,015百万円
17. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるもの)に限る。)であります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 390百万円 |
| 危険債権額 | 3,924百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | - 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 829百万円 |
| 合計額 | 5,144百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、467百万円であります。
19. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | |
|------------|---------------|
| 担保提供している資産 | 預け金 28,250百万円 |
| | 有価証券 8,024百万円 |
| | 借入金 26,900百万円 |
- 担保資産に対応する債務
 上記のほか、為替取引のために、預け金 3,000百万円を担保提供しております。
20. 出資1口当たりの純資産額 1,210円60銭
21. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に関する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当組合は、クレジットポリシー及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか報告部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 金利リスクは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法及手続等の詳細を明記しており、ALM-統合的リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM-統合的リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM-統合的リスク管理委員会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理の諸規程に従い行われております。
- このうち、経営管理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は経営企画部を通じ、理事会において定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
- 当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。
- 当組合のVaRは、分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99.9%、観測期間5年)により算出しており、令和4年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,679百万円あります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
22. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2参照)。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

決算の状況

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	42,807	42,851	43
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	599	611	12
その他の有価証券	79,755	79,755	—
(3) 貸出金 (*1)	173,787		
貸倒引当金 (*2)	△ 1,318		
	172,469	175,611	3,141
金融資産計	295,631	298,828	3,197
(1) 預金積金 (*1)	255,348	255,832	484
(2) 借入金 (*1)	26,900	26,900	—
金融負債計	282,248	282,732	484

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額の時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。仕組預け金については、預け先の算出した時価により記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23～26に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

仕組貸出金については、カウンターパーティーの算出した時価により記載しております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、残存期間が短期間(1年以内)のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該約定価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	30
全信組連出資金 (*1)	686
組合出資金 (*2)	194
合 計	912

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

23. 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

時価が貸借対照表計上額を超えるもの

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	99	101	1
地方債	99	101	1
その他	400	408	8
小計	599	611	12

時価が貸借対照表計上額を超えないもの

	貸借対照表計上額	時価	差額
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合 計	599	611	12

(3) その他有価証券

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	54	40	13
債券	44,602	42,950	1,651
国債	1,977	1,880	97
地方債	9,337	8,785	552
社債	33,287	32,285	1,001
その他	12,913	10,997	1,915
小計	57,570	53,989	3,581

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	30	30	—
債券	15,682	15,806	△123
国債	1,930	1,931	△1
社債	13,752	13,874	△122
その他	6,696	6,790	△94
小計	22,410	22,628	△217
合 計	79,981	76,617	3,363

24. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

25. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
755百万円	9百万円	57百万円

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。(単位 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	6,293	11,860	22,435	19,895
国債	—	99	—	3,908
地方債	148	978	7,729	580
社債	6,144	10,782	14,705	15,406
その他	1,068	11,361	452	400
合 計	7,361	23,221	22,887	20,295

27. 金銭の信託の保有目的の内訳の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 2,005百万円

当期の損益に含まれた評価差額 93百万円

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託の取扱いはありません。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,550百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが12,550百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。(単位 百万円)

繰延税金資産	貸倒引当金	510
	減損損失	218
	賞与引当金	47
	退職給付引当金	77
	繰越欠損金(注1)	151
その他	61	
繰延税金資産小計	1,067	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	—	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△573	
評価性引当額小計	△573	
繰延税金資産合計	494	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	916	
繰延税金負債合計	916	
繰延税金負債の純額	422	
再評価に係る繰延税金資産	65	
評価性引当額	△65	
再評価に係る繰延税金負債	144	
再評価に係る繰延税金負債の純額	144	

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位 百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	151	—	—	151
評価性引当額	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	151	—	—	(b) 151

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金は151百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産151百万円を計上しております。この繰延税金資産151百万円は平成28年3月期に税引前当期純損失1,890百万円計上したことにより生じた繰越欠損金の残高151百万円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断した残高について繰延税金資産を認識しております。

30. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」といふ。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当事業年度における計算書類等に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下、「時価算定会計基準」といふ。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度における計算書類等に与える影響はありません。

31. 表示方法の変更

協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

32. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,318百万円

貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として、8.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済への影響は当事業年度内に緩やかに収束するとの想定を置いておりましたが、国内外における感染の状況、ワクチンの普及状況等を踏まえ、当事業年度末においては、翌事業年度内に緩やかに収束するとの想定に変更しております。当該想定に基づき、特に当組合の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

なお、個別貸出先の判定に用いた仮定や、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の状況や貸出先の信用リスクへの影響に関する仮定は不確実であり、これが変化した場合に、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

【損益計算書関係】

(注)1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 52円86銭

3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針をあわせて注記しております。

4. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

場所	主な用途	土地	減損損失計
大垣市	大垣支店	32	32

当組合は、事業用店舗について、それぞれ個別の物件をグループの単位としております。

事業用の店舗のうち、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は使用価値であります。

使用価値は、将来キャッシュ・フローを12.00%で割り引いて算定しております。

損益の状況

■ 利回・利鞘 (単位 %)			
	令和3年3月期	令和4年3月期	
資金運用利回	1.56	1.57	
資金調達原価率	1.11	1.14	
預貸金利鞘	0.92	0.86	
総資金利鞘	0.45	0.43	

※資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

※資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

■ 資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り (単位 百万円)						
	令和3年3月期			令和4年3月期		
	平均残高	利息	利回り(%)	平均残高	利息	利回り(%)
資金運用勘定	299,800	4,701	1.56	298,663	4,702	1.57
貸出金	167,283	3,673	2.19	170,957	3,676	2.15
預け金	53,525	56	0.10	50,921	49	0.09
有価証券	78,304	944	1.20	76,097	930	1.22
資金調達勘定	288,955	244	0.08	285,768	232	0.08
預金積金	254,343	250	0.09	255,744	245	0.09
借入金	36,116	△4	△0.01	31,800	△11	△0.03

※「資金調達勘定」は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を控除して表示しています。
(平残:令和2年度1,504百万円、令和3年度1,776百万円)
(利息:令和2年度1,278千円、令和3年度1,456千円)

■ 受取利息および支払利息の増減 (単位 百万円)		
	令和3年3月期	令和4年3月期
受取利息の増減	101	0
支払利息の増減	△48	△11

※受取利息は、貸出金、預け金、金融機関貸付金等、有価証券の各利息合計額の前期比増減額を記載しております。

※支払利息は、預金積金、譲渡性預金、借入金等の各利息合計額の前期比増減額を記載しております。

■ 業務粗利益および業務純益等 (単位 百万円)			
		令和3年3月期	令和4年3月期
資金運用利益 (A)=(B)-(C)		4,456	4,469
資金運用収益 (B)		4,701	4,702
資金調達費用 (C)		244	232
役員取引等利益 (D)=(E)-(F)		△257	△211
役員取引等収益 (E)		194	181
役員取引等費用 (F)		452	392
その他の業務利益 (G)=(H)-(I)		287	52
その他の業務収益 (H)		303	52
その他の業務費用 (I)		15	0
業務粗利益 (A)+(D)+(G)		4,486	4,310
業務粗利益率		1.49%	1.44%
業務純益		1,474	1,227
実質業務純益		1,491	1,255
コア業務純益		1,228	1,245
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)		1,227	1,241

※「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しています。
(令和2年度1,278千円、令和3年度1,456千円)

※業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

※業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

※実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

※コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

業務の状況

預金の内訳

■ 預金種目別平均残高 (単位 百万円/%)			
	令和3年3月期	令和4年3月期	
当座預金	2,495 (0.9)	2,730 (1.0)	
普通預金	60,516 (23.7)	65,484 (25.6)	
貯蓄預金	520 (0.2)	516 (0.2)	
通知預金	841 (0.3)	869 (0.3)	
別段預金	175 (0.0)	186 (0.0)	
納税準備預金	754 (0.3)	243 (0.0)	
定期預金	186,367 (73.2)	183,442 (71.7)	
定期積金	2,670 (1.0)	2,270 (0.8)	
合計	254,343 (100.0)	255,744 (100.0)	

※()内は構成比です。

■ 定期預金種類別残高 (単位 百万円)		
	令和3年3月期	令和4年3月期
定期預金	182,476	183,300
固定金利定期預金	181,946	182,818
変動金利定期預金	75	62
その他	455	420

貸出金の内訳

■ 貸出金種類別平均残高 (単位 百万円/%)		
	令和3年3月期	令和4年3月期
割引手形	542 (0.3)	391 (0.2)
手形貸付	15,366 (9.1)	15,515 (9.0)
証書貸付	142,347 (85.0)	144,889 (84.7)
当座貸越	9,027 (5.4)	10,161 (5.9)
合計	167,283 (100.0)	170,957 (100.0)

※()内は構成比です。

■ 貸出金利区分別残高 (単位 百万円)		
	令和3年3月期	令和4年3月期
貸出金	171,728	173,787
うち変動金利	81,644	87,420
うち固定金利	90,084	86,366

■ 貸出金資金使途別内訳 (単位 百万円/%)		
	令和3年3月期	令和4年3月期
設備資金	86,080 (50.1)	90,746 (52.2)
運転資金	85,647 (49.9)	83,040 (47.7)
合計	171,728 (100.0)	173,787 (100.0)

※()内は構成比です。

業務の状況

■ 貸出金業種別内訳

(単位 百万円/%)

	令和3年3月期	令和4年3月期
製 造 業	11,488 (6.7)	11,841 (6.8)
農 業、林 業	426 (0.2)	428 (0.2)
漁 業	24 (0.0)	26 (0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	155 (0.1)	115 (0.1)
建 設 業	20,111 (11.7)	19,851 (11.4)
電気、ガス、熱供給、水道業	4,414 (2.6)	6,564 (3.8)
情 報 通 信 業	254 (0.1)	309 (0.2)
運 輸 業、郵 便 業	2,171 (1.3)	2,738 (1.6)
卸 売 業、小 売 業	13,117 (7.6)	12,265 (7.1)
金 融 業、保 険 業	8,803 (5.1)	7,717 (4.4)
不 動 産 業	30,811 (17.9)	34,206 (19.7)
物 品 賃 貸 業	10 (0.0)	4 (0.0)
学術研究、専門・技術サービス業	673 (0.4)	961 (0.6)
宿 泊 業	1,293 (0.8)	1,206 (0.7)
飲 食 業	4,659 (2.7)	4,396 (2.5)
生活関連サービス業、娯楽業	4,894 (2.9)	5,169 (3.0)
教 育、学 習 支 援 業	1,640 (1.0)	1,757 (1.0)
医 療、福 祉	5,828 (3.4)	7,541 (4.3)
そ の 他 の サ ー ビ ス	5,138 (3.0)	6,265 (3.6)
そ の 他 の 産 業	68 (0.0)	59 (0.0)
小 計	115,986 (67.5)	123,427 (71.0)
国・地方公共団体等	6,293 (3.7)	5,114 (2.9)
個人(住宅・消費・納税資金等)	49,448 (28.8)	45,245 (26.0)
合 計	171,728 (100.0)	173,787 (100.0)

※()内は構成比です。

注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 貸倒引当金内訳

(単位 百万円)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	期末残高	増減高	期末残高	増減高
一般貸倒引当金	316	17	343	27
個別貸倒引当金	791	△45	974	182
合 計	1,107	△27	1,318	210

※貸倒引当金は、回収困難な貸出金を償却する場合などに備えて積み立てている引当金です。
 ※当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

■ 貸出金償却

(単位 百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
貸 出 金 償 却 額	297	236

■ 貸出金担保別/債務保証見返額

(単位 百万円/%)

	令和3年3月期				令和4年3月期			
	貸 出 金		債務保証見返		貸 出 金		債務保証見返	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
当組合預金積金	1,916	1.1	6	55.5	1,306	0.7	5	52.2
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産	98,446	57.3	4	39.7	101,866	58.6	4	42.1
信 用 保 証 協 会 信 用 保 険	17,623	10.2	0	4.7	17,035	9.8	0	5.5
保 証	30,305	17.6	—	—	31,550	18.1	—	—
信 用	23,436	13.6	—	—	22,028	12.6	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	171,728	100.0	12	100.0	173,787	100.0	9	100.0

■ 協立法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権

(単位 百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	454	390
危 険 債 権 額	3,480	3,924
要 管 理 債 権 額	706	829
三 月 以 上 延 滞 債 権 額	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	706	829
小 計 (A)	4,642	5,144
正 常 債 権 額	167,215	168,763
合 計 (B)	171,857	173,907
不 良 債 権 比 率 (A)/(B)×100	2.70%	2.95%

(注)

- 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 7.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質借契約によるものに限る。)です。

各種指標等

■ 総資産経常利益率、総資産当期純利益率

(単位 %)

	令和3年3月期	令和4年3月期
総資産経常利益率	0.44	0.35
総資産当期純利益率	0.40	0.22

$$\text{※総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$$

■ 預貸率/預証率

(単位 %)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	期 中 平 均 預 貸 率	期 末 預 貸 率	期 中 平 均 預 証 率	期 末 預 証 率
預 貸 率	65.77	66.84	30.78	29.75
預 証 率	67.96	68.05	31.97	31.55

$$\text{※預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

$$\text{※預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

有価証券の内訳

■ 有価証券種類別平均残高

(単位 百万円/%)

	令和3年3月期	令和4年3月期
国債	3,429(4.4)	2,323(3.0)
地方債	9,162(11.7)	8,954(11.7)
短期社債	—	—
社債	44,525(56.9)	45,933(60.3)
株式	71(0.1)	71(0.0)
外国証券その他	21,115(27.0)	18,814(24.7)
合計	78,304(100.0)	76,097(100.0)

※()内は構成比です。

※その他とは貸付信託、証券投資信託、外国証券、貸付有価証券です。

注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位 百万円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の 定めなし	合計
令和3年3月末								
国債	601	98	—	—	—	2,017	—	2,716
地方債	199	363	156	915	6,517	1,618	—	9,772
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	4,311	8,095	6,177	2,765	10,625	14,308	—	46,284
株式	—	—	—	—	—	—	88	88
外国証券その他	2,003	6,575	4,355	1,193	—	400	7,398	21,926
合計	7,116	15,133	10,689	4,874	17,143	18,344	7,487	80,788
令和4年3月末								
国債	—	99	—	—	—	3,908	—	4,007
地方債	148	290	688	1,333	6,396	580	—	9,437
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	6,144	6,731	4,051	7,557	7,148	15,406	—	47,039
株式	—	—	—	—	—	—	85	85
外国証券その他	1,068	7,777	3,583	452	—	400	6,727	20,010
合計	7,361	14,897	8,323	9,343	13,544	20,295	6,812	80,580

令和3年3月末

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の 定めなし	合計
令和4年3月末								
国債	—	99	—	—	—	3,908	—	4,007
地方債	148	290	688	1,333	6,396	580	—	9,437
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	6,144	6,731	4,051	7,557	7,148	15,406	—	47,039
株式	—	—	—	—	—	—	85	85
外国証券その他	1,068	7,777	3,583	452	—	400	6,727	20,010
合計	7,361	14,897	8,323	9,343	13,544	20,295	6,812	80,580

※その他とは貸付信託、証券投資信託、外国証券、貸付有価証券です。

時価情報

■ 有価証券の時価情報

(単位 百万円)

- I. 売買目的有価証券 該当ありません。
II. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

令和3年3月末	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	198	204	5	5	—
地方債	99	103	3	3	—
社債	100	101	1	1	—
その他	499	507	7	7	—
合計	898	916	18	18	—

令和4年3月末	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	99	101	1	1	—
地方債	99	101	1	1	—
社債	—	—	—	—	—
その他	400	408	8	8	—
合計	599	611	12	12	—

※時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

※その他は外国証券及び投資信託等です。

III. その他有価証券で時価のあるもの

令和3年3月末	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	40	57	17	17	—
債券 国債	2,379	2,518	139	139	—
地方債	8,979	9,672	692	692	—
社債	44,960	46,184	1,223	1,310	△86
その他	19,296	21,224	1,928	1,988	△60
合計	75,656	79,657	4,000	4,147	△147

令和4年3月末	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	40	54	13	13	—
債券 国債	3,812	3,908	96	97	△1
地方債	8,785	9,337	552	552	—
社債	46,160	47,039	879	1,001	△122
その他	17,593	19,415	1,821	1,915	△94
合計	76,391	79,755	3,363	3,581	△217

※貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

※その他は外国証券及び投資信託等です。

IV. 市場価格のない株式等及び組合出資金

	令和3年3月末 貸借対照表計上額	令和4年3月末 貸借対照表計上額
非上場株式	30	30
全信組連出資金	686	686
組合出資金	202	194
合計	919	912

※非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

※組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

V. 当期中に売却したその他有価証券

	令和3年3月末 その他有価証券	令和4年3月末 その他有価証券
売却額	723	755
売却益の合計額	2	9
売却損の合計額	14	57

VI. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定金額

令和3年3月末	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	601	98	—	2,017
債券 地方債	199	519	7,433	1,618
社債	4,311	14,273	13,391	14,308
その他	1,801	11,132	1,193	400
合計	6,914	26,023	22,018	18,344

令和4年3月末	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	—	99	—	3,908
債券 地方債	148	978	7,729	580
社債	6,144	10,782	14,705	15,406
その他	1,068	11,361	452	400
合計	7,361	23,221	22,887	20,295

■ 運用目的の金銭の信託

(単位 百万円)

令和3年3月末	当事業年度の 損益に含まれた 評価差額	令和4年3月末 貸借対照表計上額	当事業年度の 損益に含まれた 評価差額
貸借対照表計上額			
731	32	2,005	93

※貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様からお預かりしている普通出資金、上部団体である全国信用協同組合連合会からの優先出資金および利益剰余金等が該当します。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。これらの発行主体はいずれも当組合であります。

区 分	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(百万円)	配 当 率
普通出資	6,747	2.00%
非累積的永久優先出資	5,000	0.58%

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当組合では厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、経営陣にて構成されるALM・統合的リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、当組合の「資産の自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①(株)日本格付投資情報センター(R&I)
- ②(株)日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、当組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める「各事務取扱要領」及び「担保物件評価要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として当組合預金積金、上場株式、保証等が認められていますが、当組合では、当組合預金積金のみを対象としております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引、長期決済期間取引ともに該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動もしくはコンピュータ・システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、「統合的リスク管理方針」に従って管理体制や管理方法の強化に努めております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、ALM・総合的リスク管理委員会は、当組合の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況などを確認し、理事会に定期的に報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式または投資事業組合への出資金に関しては、当組合が定める「有価証券運用基準」及び「余裕資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券運用基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 金利リスクについて

(1) リスクの管理方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指し、当組合においては、定期的に評価・計測を行い、ALM・総合的リスク管理委員会で協議検討するとともに、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」とする。)について現在価値の変動額である Δ EVEを計測しております。なお、当組合は、四半期月末を基準日として、四半期ごとで金利リスクを計測しております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- | | |
|--|--|
| (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。 | (f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。 |
| (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は3年です。 | (g) 内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。 |
| (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及び前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。 | (h) 前事業年度の開示からの変動に関する説明
開示初年度であるため記載しておりません。 |
| (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しております。 | (i) 計測値の解釈や重要性に関する説明
Δ EVEの計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。なお、当組合では、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えらると思われる資産・負債をIRRBBの計測対象としております。 |
| (e) 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した Δ EVEが正となる通貨のみを対象としております。 | |

B. 当組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示広告に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE以外の金利リスクについて、当該金利リスクの計測手法およびリスク量についてはP.21に記載しております。

自己資本の充実の状況

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	17,222	18,616
うち、出資金及び資本剰余金の額	10,909	11,747
うち、利益剰余金の額	6,451	7,023
うち、外部流出予定額 (△)	138	153
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	316	343
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	316	343
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	40	26
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17,579	18,986
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	16	16
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	16	16
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	216	108
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	232	124
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	17,346	18,861
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	164,125	168,907
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	153	292
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 150	—
うち、上記以外に該当するものの額	303	292
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,648	7,913
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	171,773	176,820
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	10.09%	10.66%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。
 なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	164,125	6,565	168,907	6,756
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー	158,175	6,327	162,477	6,499
(i) ソブリン向け	5,017	200	4,707	188
(ii) 金融機関向け	16,137	645	14,296	571
(iii) 法人等向け	53,496	2,139	62,269	2,490
(iv) 中小企業等・個人向け	33,249	1,329	31,949	1,277
(v) 抵当権付住宅ローン	5,675	227	5,303	212
(vi) 不動産取得等事業向け	34,505	1,380	37,271	1,490
(vii) 三月以上延滞等	501	20	151	6
(viii) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段の うち対象普通出資等及びその他外部 TLAC関連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー	749	29	250	10
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等で あってコア資本に係る調整項目の額に算入 されなかった部分に係るエクスポージャー	686	27	686	27
(xi) その他	8,148	325	5,595	223
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	5,796	231	6,137	245
ルックスルー方式	5,796	231	6,137	245
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	303	12	292	11
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されな かったものの額	△ 150	△ 6	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	7,648	305	7,913	316
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	171,773	6,870	176,820	7,072

- (注) 1. 所要自己資本の額 = リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(vii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

7. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

自己資本の充実の状況

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エ クスポージャー	
				貸出金、コミットメ ント及びその他のデ リバティブ以外のオ フ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国	内	299,670	295,399	171,857	173,907	70,463	71,529	—	—	456	177
国	外	627	628	—	—	627	628	—	—	—	—
地域別合計		300,297	296,028	171,857	173,907	71,091	72,158	—	—	456	177
製造業		20,539	21,201	12,056	12,315	8,483	8,886	—	—	36	4
農業、林業		509	506	509	506	—	—	—	—	13	4
漁業		69	66	69	66	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		156	116	156	116	—	—	—	—	—	—
建設業		25,270	24,605	24,470	24,005	800	600	—	—	24	14
電気、ガス、熱供給、水道業		8,501	10,735	4,596	6,732	3,905	4,003	—	—	2	2
情報通信業		943	955	343	355	600	600	—	—	—	—
運輸業、郵便業		4,005	4,698	2,505	3,098	1,500	1,600	—	—	0	—
卸売業、小売業		16,786	15,414	14,071	13,104	2,715	2,310	—	—	0	0
金融、保険業		22,981	19,603	8,931	7,827	14,049	11,776	—	—	—	2
不動産業		32,711	35,688	31,014	34,388	1,697	1,300	—	—	43	0
物品賃貸業		10	4	10	4	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業		1,170	1,424	1,170	1,424	—	—	—	—	0	—
宿泊業		1,293	1,206	1,293	1,206	—	—	—	—	0	—
飲食業		7,348	7,640	6,048	5,640	1,300	2,000	—	—	32	22
生活関連サービス業、娯楽業		6,368	6,315	6,168	6,315	200	—	—	—	1	1
教育、学習支援業		1,641	1,758	1,641	1,758	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		5,829	7,542	5,829	7,542	—	—	—	—	—	5
その他のサービス業		7,752	8,855	7,052	8,055	700	800	—	—	1	5
その他の産業		1,044	576	1,044	576	—	—	—	—	1	3
国・地方公共団体等		41,444	43,405	6,304	5,124	35,140	38,280	—	—	—	—
個人		36,569	33,739	36,569	33,739	—	—	—	—	295	113
その他		57,349	49,962	—	—	—	—	—	—	5	—
業種別合計		300,297	296,028	171,857	173,907	71,091	72,158	—	—	456	177
1年以下		41,438	42,128	34,384	34,836	7,054	7,291	—	—		
1年超3年以下		26,032	23,444	11,018	8,687	15,014	14,756	—	—		
3年超5年以下		23,801	20,689	13,298	12,427	10,502	8,262	—	—		
5年超7年以下		18,063	20,369	13,393	11,450	4,670	8,918	—	—		
7年超10年以下		36,513	34,759	20,460	21,860	16,052	12,898	—	—		
10年超		96,352	104,012	78,555	83,981	17,796	20,031	—	—		
期間の定めのないもの		746	663	746	663	—	—	—	—		
その他		57,349	49,962	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計		300,297	296,028	171,857	173,907	71,091	72,158	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
		一般貸倒引当金	令和2年度	298	316
	令和3年度	316	343	316	343
個別貸倒引当金	令和2年度	836	791	836	791
	令和3年度	791	974	791	974
合計	令和2年度	1,135	1,107	1,135	1,107
	令和3年度	1,107	1,318	1,107	1,318

(3)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製 造 業	15	14	14	21	15	14	14	21	21	3
農 業、林 業	3	3	3	3	3	3	3	3	—	4
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	24	29	29	27	24	29	29	27	0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	0	0	177	—	0	0	177	100	—
情 報 通 信 業	—	0	0	0	—	0	0	0	—	—
運 輸 業、郵 便 業	8	1	1	0	8	1	1	0	1	—
卸 売 業、小 売 業	38	28	28	69	38	28	28	69	53	145
金 融、保 険 業	—	—	—	0	—	—	—	0	—	2
不 動 産 業	544	478	478	427	544	478	478	427	1	3
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス	4	0	0	0	4	0	0	0	—	—
宿 泊 業	39	41	41	68	39	41	41	68	—	—
飲 食 業	33	36	36	42	33	36	36	42	29	1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	7	12	12	8	7	12	12	8	—	8
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	7	29	29	12	7	29	29	12	—	32
そ の 他 の サ ー ビ ス	3	5	5	6	3	5	5	6	3	6
そ の 他 の 産 業	3	4	4	3	3	4	4	3	—	7
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	102	105	105	104	102	105	105	104	84	21
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	836	791	791	974	836	791	791	974	297	236

(注) 1. 当組は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	723	22,535	724	22,296
10%	—	35,351	—	36,478
20%	10,769	62,729	8,777	54,518
35%	—	16,265	—	15,195
50%	13,612	119	13,707	71
75%	—	47,156	—	44,939
100%	7,568	89,548	8,293	97,958
150%	—	272	—	60
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	32,674	273,980	31,502	271,518

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

<信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー>

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,834	1,308	6,056	4,845	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	769	394	8	0	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	652	524	5,856	4,696	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	29	23	26	22	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	353	336	73	43	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	1	1	7	8	—	—	—	—
⑧出資等	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪その他	27	29	83	73	—	—	—	—

(注) 1. 当組は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

自己資本の充実の状況

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	57	57	54	54
非 上 場 株 式 等	717	717	717	717
合 計	775	775	771	771

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 1. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれておりません。
2. 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	4,000	3,363

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	6,357	6,991
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

銀行動定の金利リスク (通称:IRRBB)					
項番		ΔEVE (経済価値の変動)		ΔNII (期間収益の変動)	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	2,374	2,205	977	836
2	下方パラレルシフト	0	0	575	631
3	スティープ化	2,551	2,648		
4	フラット化	12	8		
5	短期金利上昇	64	85		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,551	2,648	977	836
		令和2年度	令和3年度		
8	自己資本の額	17,346	18,861		

(注) 1. 金利リスクの算出手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

役員等の報酬体系

●対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しています。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、現在廃止しております。なお、廃止までの在任期間に及び支払われますが、引当済であり、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	81	130
監 事	12	20
合 計	93	150

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事9名、監事3名です。(※退任役員を含む)
3. 令和3年度において、使用人兼務理事に該当する者はいませんでした。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に就任したものを含めています。
2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「職員退職慰労金規程」に基づき支払っています。
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることと動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

店舗一覧

■ 岐阜市

本部	岐阜市美江寺町2の4の3	TEL(0120)007-882
本店営業部	岐阜市美江寺町2の4の3	TEL(058)265-2240
加納支店	岐阜市加納新本町1の16	TEL(058)272-2015
鷺山支店	岐阜市鷺山中湊1768の22	TEL(058)231-0105
東栄支店	岐阜市東栄町2の19	TEL(058)246-4108
本荘支店	岐阜市鹿島町8の2	TEL(058)251-1131
長森支店	岐阜市琴塚2の7の3	TEL(058)240-1101
近島支店	岐阜市近島5の3の14	TEL(058)295-5321

■ 大垣市

大垣支店	大垣市南頼町1の108の1	TEL(0584)81-3237
------	---------------	------------------

■ 各務原市

那加支店	各務原市那加門前町2の37の13	TEL(058)382-1138
各務原支店	各務原市鷺沼朝日町2の328の2	TEL(058)370-0666
蘇原支店	各務原市入会町4の14	TEL(058)383-0811

■ 羽島市

羽島支店	羽島市竹鼻町字大仏町276の7	TEL(058)391-6141
------	-----------------	------------------

■ 関市

関支店	関市旭ヶ丘3の1の30	TEL(0575)22-2492
-----	-------------	------------------

■ 美濃加茂市

美濃加茂支店	美濃加茂市古井町下古井254	TEL(0574)26-3255
--------	----------------	------------------

■ 可児市

可児支店	可児市広見字田尻東1535の2	TEL(0574)63-2711
------	-----------------	------------------

■ 多治見市

多治見支店	多治見市若松町4の28の21	TEL(0572)23-7741
-------	----------------	------------------

■ 瑞穂市

穂積支店	瑞穂市穂積1518の1	TEL(058)327-6666
------	-------------	------------------

■ 本巣郡

北方支店	本巣郡北方町大字加茂字徳繁川西415の1	TEL(058)324-1131
------	----------------------	------------------

■ 羽島郡

笠松支店	羽島郡笠松町美笠通2の21	TEL(058)388-1131
岐南支店	羽島郡岐南町三宅1の206	TEL(058)245-5700

■ 揖斐郡

揖斐支店	揖斐郡揖斐川町極楽寺118の3	TEL(0585)22-1231
------	-----------------	------------------

店舗網一覧



営業地区

都道府県名	市郡名	町村名
岐阜県	岐阜市	一円
//	大垣市	//
//	羽島市	//
//	各務原市	//
//	関市	//
//	美濃市	//
//	美濃加茂市	//
//	多治見市	//
//	可児市	//
//	山県市	//
//	瑞浪市	//
//	土岐市	//
//	瑞穂市	//
//	本巣市	//
//	海津市	//
//	羽島郡	//
//	安八郡	//
//	本巣郡	//
//	揖斐郡	//
//	不破郡	//
//	養老郡	//
//	可児郡	//
//	加茂郡	//

(令和4年7月1日現在)

索引

概況・組織

1. 経営理念	1
2. 事業の組織	17
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）	17
4. 会計監査人の氏名又は名称	17
5. 店舗一覧	33
6. 店舗網一覧	33
7. 営業地区	33

主要な事業の概要

8. 主要な事業の概要	16
-------------	----

事業に関する事項

9. 事業の概況	3
10. 経常収益	3
11. 経常利益（または経常損失）	3
12. 当期純利益（または当期純損失）	3
13. 出資総額・出資総口数	3
14. 純資産額	3
15. 総資産額	3
16. 預金残高	3
17. 貸出金残高	3
18. 有価証券残高	3
19. 自己資本比率（単体）	3
20. 出資に対する配当金	3
21. 職員数	3
22. 業務純益	23

主要業務に関する指標

23. 業務粗利益および業務粗利益率	23
24. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	23
25. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	23
26. 受取利息および支払利息の増減	23
27. 利回・利鞘	23
28. 総資産経常利益率	24
29. 総資産当期利益率	24

預金に関する指標

30. 預金種目別平均残高	23
31. 定期預金種類別残高	23

貸出金等に関する指標

32. 貸出金種類別平均残高	23
33. 貸出金担保の種類別残高	24
34. 貸出金金利区分別残高	23
35. 貸出金使途別内訳	23
36. 貸出金業種別残高・構成比	24
37. 預貸率（期末・期中平均）	24

有価証券に関する指標

38. 有価証券種類別平均残高	25
39. 有価証券種類別残存期間別残高	25
40. 預証率（期末・期中平均）	24

経営管理体制に関する事項

41. 法令等遵守（コンプライアンス）態勢	11
42. コンプライアンス基本方針	11
43. コンプライアンス宣言	11
44. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応	11
45. 中小企業金融円滑化法の期限到来後の貸付条件の変更等の申込みに対する方針	11
46. 反社会的勢力に対する基本方針	12
47. 金融商品に係る勧誘方針	12
48. 適切な保険募集を行うための方針	12
49. リスク管理体制	13
50. 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について	14

財産の状況

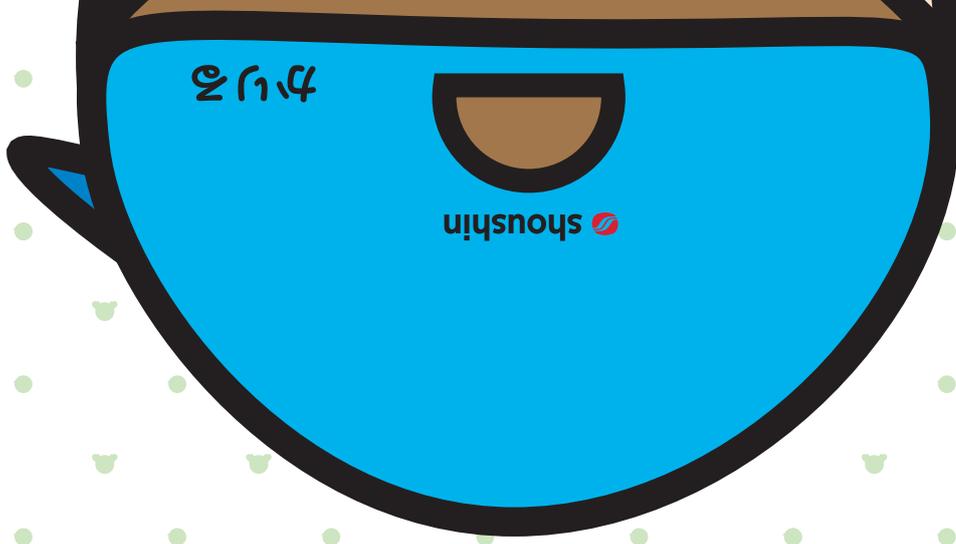
51. 貸借対照表	19
52. 損益計算書	20
53. 剰余金処分計算書	20
54. 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認	20
55. 法定監査	20
56. 貸倒引当金（期末残高・期中増減高）	24
57. 貸出金償却の額	24
58. 協金法開示債権及び金融再生法開示債権	24
59. 有価証券、金銭の信託等の評価	25
60. 自己資本の充実の状況	26

その他

61. 沿革・歩み	3
62. キャッシュカード犯罪への対応	13
63. 総代会	15
64. 営業インフォメーション	16
65. 役員等の報酬体系	32

地域貢献に関する事項

66. 地域密着型金融推進計画	7
67. 金融仲介機能のベンチマークに関する取組み	5
68. 地域活性化に関する取組み	9



 しょうしん

岐阜商工信用組合

<https://www.shoushin.co.jp/>

しょうしん

検索



この冊子は、
FSC 認証材
および管理
原材料から
作られてい
ます。

